



令和8年度 五ヶ瀬町移住・定住 支援制度のご案内





妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費等助成

○町内に分娩取扱施設がないことから、妊婦健診、出産、産婦健診、産後ケア利用のために移動する交通費及び出産前に近隣の宿泊施設を利用するための費用を助成する。

【助成額】※五ヶ瀬町職員の旅費規程に基づき助成する。

交通費：分娩取扱施設までの距離に応じて算出された額の 8 割

宿泊費：宿泊費用から 2,000 円を除いた額

■町民課 保健衛生係 ☎0982-82-1704

出産祝い金

○条件を満たす場合に出産祝い金を交付。

○第一子が 5 万円、第二子が 10 万円、第三子が 15 万円、第四子以降が 20 万円。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

子ども医療費助成制度

○高校生年代（18 歳到達の最初の 3 月 31 日まで）までの児童・生徒を対象に医療費の助成。

○自己負担額は保険診療分に限り無料。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

任意予防接種助成

○インフルエンザ予防接種の費用を一部助成

【注射】生後 6 か月～高校 3 年生、妊婦、生活保護受給者

助成額（1 回あたり）：2,100 円 ※13 歳未満は 2 回接種

【経鼻ワクチン】2 歳～高校 3 年生

助成額：4,000 円

○おたふくかぜワクチン

助成額：3,000 円を上限にかかった費用の 1/2

○三種混合ワクチン

助成額：全額助成

○風しん（MR）ワクチン 妊娠を希望する女性又はその配偶者、抗体価が低い妊婦の配偶者を対象

助成額：自己負担額 2,000 円を除いた額

■町民課 保健衛生係 ☎0982-82-1704

子育て支援センター

○親子の交流や子育てに関する相談・教室を実施。

○季節に応じたイベントの開催。

○子育て用品の貸出し等の実施。

■福祉課 福祉係 ☎0982-82-1702

一時保育

○一時的に子どもの保育が必要になった時に、保護者の就労に関係なく、有料で一時的に保育を行う。

○実施場所：町内の保育所、子育て支援センター

○利用料：保育所での預かりの場合 1日 1,800 円（4 時間以内の場合 900 円）

子育て支援センターでの預かりの場合 1 時間 200 円

○原則、3 日前までに申込みが必要。

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

こども誰でも通園制度

○すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境をサポートする。保護者の就労の有無にかかわらず、月一定時間まで保育所などを利用できる制度。（家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援するもの）

【対象者】 保育所等に通っていない生後 6 か月～2 歳児

【利用時間】 月 10 時間

【利用料金】 300 円／1 時間

【町内で利用できる施設】 五ヶ瀬中央保育所 9 時～12 時まで

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

おむつ負担軽減事業

○「おむつのサブスクリプション」を利用する保護者に対して、オムツ等の準備の手間を省き経済的負担の軽減を図ることを目的に、保育所で備えるおむつ及びおしりふきを使用できるサービスのこと。

【対象者】 こどもが町内の保育所に入所している保護者

【おむつの種類】 花王の「メリーズ」

【利用料及び補助額】 利用料 月額 3,278 円（税込）

補助額 月額 1,980 円（税込）

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

ブックスタート、ウッドスタート事業

○赤ちゃんとその保護者に絵本や木のおもちゃ等を贈呈。

○ブックスタート事業対象者：4 か月児健診の対象者

○ウッドスタート事業対象者：7 か月児健診の対象者

■福祉課 保育所係 ☎0982-82-1702

準要保護児童・生徒就学援助費

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、小・中学校でかかる費用の一部を援助する。

○援助対象費用：学用品費、給食費、修学旅行に係る経費、校外活動費、医療費

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

佐伯勝元教育基金奨学金

○奨学金無利子貸与

対象者：大学進学する者（短大・専門学校は除く）で、保護者が五ヶ瀬町在住である者。

返済：大学を卒業してから10年以内に償還。五ヶ瀬町に帰ってくれば、その期間の返済を免除する。

○高校入学時に必要な費用の一部補助

対象者：就学援助を受けている家庭

給付額：1人あたり5万円（返済は要さない。）

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710

つくしんぼ文庫

○赤ちゃんから大人まで楽しめる絵本や童話を町立図書室内へ設置。閲覧・貸出しが可能。希望に応じて会員が読み聞かせ等を行う。

○場所：五ヶ瀬町町民センター1階 図書室内

○開館日時：第2土曜日・午前10時から正午まで

■教育委員会 社会教育係 ☎0982-82-1710

放課後子ども教室

○放課後や長期休暇時の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的として、放課後子ども教室を設置。

○対象：各小学校の児童

■教育委員会 社会教育係 ☎0982-82-1710

スクールバス運行事業

○中学生の登下校に際し、スクールバスを運行する。

■教育委員会 学校教育係 ☎0982-82-1710



高齢者支援

高齢者運転免許証自主返納支援事業

○町内に住所を有し、現に居住している者で、満 65 歳以上の者が運転免許証を自主返納した場合に五ヶ瀬町商工会の商品券（2 万円分）を交付。

■総務課 地域情報係 ☎0982-82-1700

集って元気に長生き事業

○高齢者が気軽に立ち寄れる地域の通いの場を病院近くに設置している。参加者は体操やパズル、季節の行事などを楽しめるほか、運営する NPO 法人により行政手続きの支援等を受けることができる。

○開設日：平日（9 時～15 時半）

■福祉課 介護保険係 ☎0982-82-1702

配食サービス

○1 人世帯の高齢者及び高齢者世帯等を対象に、月曜～土曜日に夕食を配達する。

■福祉課 介護保険係 ☎0982-82-1702

高齢者補聴器購入費補助金

○加齢に伴う聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者(中等度難聴者)に対し、補聴器購入に要する費用の 1/2 を補助する（上限 5 万円）。

■福祉課 地域包括支援係 ☎0982-82-1248

家族介護用品支給事業

○在宅高齢者を介護している家族介護者を対象に実施（課税対象者は対象外）。

○介護用品の支給決定を受けた者は、利用料として費用の 1 割を町に支払う。

○支給限度 ・本人・家族ともに非課税の場合 対象者 1 人あたり月額 6,500 円

・本人は非課税・家族は課税対象者の場合 対象者 1 人あたり月額 5,000 円

※いずれも利用料 1 割を含む

■福祉課 地域包括支援係 ☎0982-82-1248



就労支援

新規就農者育成総合対策事業

○経営発展支援事業

就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を行う場合、国の実施要綱及び県の実施要領に基づき交付。

補助額：上限額 1,000 万円（経営開始資金と併用の場合は上限 500 万円）

○経営開始資金

国の実施要綱及び県の実施要領に基づき交付。

補助額：年間最大 165 万円

交付期間：最長 3 年間

■農林課 農業政策係 ☎0982-82-1705

新規就農者支援事業補助金

○以下に掲げる要件のすべてを満たすものに補助金を交付する。

- ・農業経営を開始して原則 5 年以内の者で、今後 5 年以上農業経営を続ける意思と条件を有する者。
- ・年間 120 日以上農業従事が見込まれる者であって、年齢が 15 歳以上概ね 65 歳以下の者。
- ・過去に新規就農補助金等の交付を受けたことがない者。

○補助額：年間最大 60 万円

○交付期間：最長 3 年間

■農林課 農業政策係 ☎0982-82-1705

五ヶ瀬町つなぐ園芸農業支援事業補助金

○園芸作物の推進として、以下の補助メニューにより、補助金を交付する。

- ・省力化に係る資材（灌水設備、防草シート等）：対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・品質・付加価値向上に係る資材（遮光資材、循環扇等）：対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・維持管理に係る資材（ハウスの被覆資材等）：対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・中古資機材（ハウス・農機具）の購入費、移設費：対象経費の 3 分の 1 以内を補助
- ・西臼杵郡の重点作物（園芸作物）苗代：対象経費の 3 分の 1 以内を補助

※苗代は新規作付のみが対象

○補助上限額：1 件あたり 30 万円以内とし、下限を 2 万円以上とする。

機器類の補助については一度限りとする。

■農林課 農畜産係 ☎0982-82-1705

新規開業等支援事業

○町内において新規開業する者で、以下に該当する者を対象に補助金を交付する。

○補助対象者

- ・店舗新築、既存店舗の改修、又は車輛の購入もしくは、空き店舗及び空き家を購入賃貸して開業する者。
- ・五ヶ瀬町商工会の会員となり、経営指導又は相談を受ける等、開業にあたり必要な許認可を受けている者。
- ・補助金交付後 2 年以上営業が見込める者。

※新規開業…新規開業、第二創業、事業承継による開業

○補助対象経費

- ・新規店舗の建設工事、既存店舗の改修工事、空き店舗及び空き家の改修工事並びに車輛の改造に要する経費で 30 万円以上のもの。
- ・単価が 10 万円以上の備品購入。
- ・宣伝広告に要する経費が 10 万円以上のもの。

○補助金額：対象経費の 2 分の 1 以内の額。限度額は、工事・改造費は 100 万円、備品購入限度額は 40 万円。印刷製本費及び委託料限度額は 30 万円。

■企画課 商工観光係 ☎0982-82-1717



空き家情報バンク制度

○市内の空き家で、賃貸及び売買を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として利用を希望する者に対して提供する。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

空き家利活用促進支援事業補助金

○空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費を補助。

○対象経費：空き家の改修及び不要物の撤去（家財道具処分）費用で、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度とする。

○補助金額：移住者においては対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円。

市内の者においては対象経費の2分の1以内の額で限度額50万円。

別途、子ども加算及び太陽光発電施設設置加算あり。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

移住者向け住宅建築支援事業補助金

○市内において住宅の新築または家族所有の住宅を増改築する移住者へ経費を補助。

○対象経費：住宅の新築、増改築に要する経費が100万円以上のもの。

○補助金額：対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円。

別途、子ども加算及び太陽光発電施設設置加算あり。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

移住・定住奨励金

○市内に住宅を購入または賃借する移住者で、当該物件に5年以上居住する意思があり、かつ自治会に加入した者を対象に奨励金を交付する。

○交付額：一世帯一律10万円。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

五ヶ瀬町移住支援金

○移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消に資するため、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。）から町に移住した者に対し、移住支援金を交付する。

○交付額：世帯100万円、単身60万円。（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。）

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

五ヶ瀬町ひなた暮らし移住支援金

○移住・定住の促進及び地域の人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県。）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。）、又は福岡県から町に移住した者に対し、移住支援金を交付する。

○交付額：世帯 100 万円、単身 30 万円。（18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 100 万円を予算の範囲内において加算する。）

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

五ヶ瀬町若者 U I J ターン促進事業補助金

○若者移住の促進及び地域の人材確保を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県。）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。）、又は福岡県から町に移住した 29 歳以下の者に対し、若者応援給付金を交付する。

○交付額：一人あたり 30 万円。

■企画課 企画政策係 ☎0982-82-1717

薪ストーブ利用推進事業補助金

○自ら居住する町内の住宅または事業用施設に未使用の薪ストーブを設置する者に対し、薪ストーブ等の設置にかかる経費の 2 分の 1 以内の額を補助する。

○交付上限額：10 万円

■農林課 林業振興係 ☎0982-82-1705